

子どもを取り巻く課題を解決するための社会教育行政の在り方
～ 放課後等の教育支援方策の在り方について ～

1 はじめに

- 福岡県社会教育委員の会議では、これまで子供たちの様々な体験活動の欠如がもたらす各段階での発達課題の未達成や基本的な生活習慣の未定着という課題を克服するため、多くの提言を行ってきた。
- 近年では、このことに加えて不登校や引きこもりなど、個別化・多様化した課題が生じている。また、幼児・児童虐待や子育てに対する不安の顕在化、子供の貧困や共働き世帯の増加を背景にした子供たちの「安全・安心」に対する手立てなど、家庭教育や子育て支援の取組は喫緊の課題である。さらに、地域社会の連帯感の喪失と学校教育への依存が進行する中、地域社会全体で子供を育てるといった地域の教育力の低下が指摘されている。
- このような中、とりわけ子供たちの放課後の過ごし方に対しては、教育・福祉の両面からすべての子供を対象にした総合的な対応が急がれている。ここに、社会教育行政として有効な教育支援方策を講じることができれば、前述の様々な課題の解決ばかりではなく学校と家庭と地域住民の関係を再構築する糸口になると考えられる。そこで今次の社会教育委員の会議は、子供を取り巻く課題を解決するための社会教育行政の在り方として、「放課後等の教育支援方策」を探究することとした。

2 放課後等の教育支援の現状と課題

(1) 社会情勢・国の動き

- 中央教育審議会生涯学習分科会では、今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループを設置し、平成26年6月25日、「子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり」として最終とりまとめを行った。その中で、子供たちの教育環境を巡る現状の一層の困難化に対応するため、今後の放課後・土曜日等の教育活動への期待として、学校、家庭、地域、企業、NPO等が連携して役割分担しながら、社会総がかりで教育に取り組む仕組みづくりを行うことの重要性が指摘された。
- 平成27年12月21日には中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策」が出され、その中で地域と学校が連携・協働して地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（「地域学校協働活動」）を推進していく「地域学校協働本部」を全国的に整備することが提言された。今後は平成28年1月25日に策定された『「次世代の学校・地域」創生プラン』に基づき、制度面の整備や財政支援を行うことになる。
- これらに先立ち、文部科学省と厚生労働省は全ての就学児童が放課後などを安全・

安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、平成26年7月に両省連名で「放課後子ども総合プラン」を策定した。これにより、学校施設を徹底活用して、「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」の一体型（*）を中心とした取組を推進している。

* 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型とは、両者が同一の小学校内等に設置され（通りを挟んだ向かい側等を含む）、放課後児童クラブの在籍者が放課後子供教室の活動プログラムに児童自身で安全に移動し、参加できる仕組みをいう。

（2）福岡県の現状と課題

① 「福岡県における放課後等の子どもの過ごし方及び教育支援調査」の実施と分析

1 目的

児童生徒の放課後や土曜日の生活実態調査並びに行政機関や各種団体の教育支援に関する調査を実施し、社会教育行政が行うべき放課後等の教育支援の在り方を検討するための基礎資料とする。

2 調査内容

（1）放課後等の子供の生活実態について

（2）放課後等の子供を対象とした教育プログラム（*）の実施状況

* 教育プログラムとは、子供の発達を促すために、学習支援や体験活動機会の提供などを意図的・計画的・継続的に仕組む活動とその方法。

3 調査時期

平成27年1月～2月

4 調査対象及びサンプル数

（1）について

小学3年生767名、同6年生793名、中学校2年生666名

* 福岡県PTA連合会35区市郡ブロックから、各1校を抽出した対象学年1クラスの児童生徒

（2）について

市町村教育委員会：福岡市及び北九州市を除く58市町村

放課後児童クラブ担当課：福岡市及び北九州市を除く58市町村

アンビシャス広場：164箇所（青少年アンビシャス運動推進室の調査を活用）

放課後等の教育支援を実施しているNPO等民間団体：8団体

5 調査方法 郵送法

6 調査結果 別紙参照

7 分析のまとめ

【小学3年生】

- 「問1(1)」から、平日に過ごす主な場所は、平均で「自宅」が43.8%と最も高く、「塾」及び「習い事」が28.4%、「学童保育」が12.7%と続く。この三者で84.9%と大半を占めるが、「問2(2)」から、時間の長短はあれ対象学年の中で最も高い75.1%の者が「習い事」をしていることがわかる。また、「共働き世帯」の増加など家庭を巡る情勢の変化を考慮すると、「学童保育」に対する潜在的なニーズも高く、保護者の「早期教育」や「安全・安心」に対する期待は、予想以上に強いと考えられる。
- 「問2(1)」から、学習習慣の定着は家庭により差違がみられ、「問2(5)(6)(8)」から、「過度のメディア依存の防止」や「手伝いをする」など基本的な生活習慣の定着に対する家庭教育も不十分であると考えられる。
- 「問2(3)」から、健やかな成長・発達に必要な友だちとの「外遊び」などの体験活動機会を提供する学校外教育の条件整備が不十分であると推測される。

【小学6年生】

- 「問1(1)(2)」と「問2(5)」から、平日「自宅で過ごす」、「一人で過ごす」割合が対象学年の中で最も高く、3時間以上の「テレビ漬け」も30.2%と最も高い。家庭での放任の状態がうかがわれ、主体性を育む体験活動が必要な時期にもかかわらず、活動機会が少ないと考えられる。
- 「問2(1)(5)(7)(8)」から、依然として学習習慣が身に付いていない層がみられ、基本的な生活習慣も定着していない。スマートフォンの利用が過半を占め、メディアリテラシー教育が喫緊の課題である。

【中学2年生】

- 「問2(1)(2)」から、81.9%と大半の生徒が「部活動」を行い、費やす時間も平日2時間以上が31.4%、土曜日4時間以上が40.9%と長時間に及び、放課後等の中核的な活動になっている。同時に「問3(4)」から、3時間以上の「テレビ漬け」の割合も平日26.0%、土曜日44.1%と極めて高く、テレビゲームやスマートフォンに費やす時間を合わせて考慮すると、これら以外の活動は大きく阻害されているといえる。
- 「問3(1)」から、平日「家庭学習をする」時間は、30分未満が20.4%にのぼり対象学年の中で最も高い。学習習慣の定着が最も必要な学年であり、学習支援の条件整備が急がれる。同時に「問3(6)」から、スマートフォンの未使用者は少数

派になり、メディアリテラシー教育の重要性がさらに強まる。

【学年共通】

- 読書活動は低調であり、国調査の「学年進行に伴う不読率の拡大」傾向と合致する。一方1時間以上読書をする割合は、平日小学3年生で15.7%、小学6年生で15.5%、中学2年生で15.2%とほぼ同数であり、土曜日でもそれぞれ17.9%、18.0%、18.9%と近似している。このことから、一度読書習慣が身に付くと成長しても定着すると推測される。
- スマートフォン等の使用者は小学3年生で3割強であるが、小学6年生で過半数を超え、中学2年生では未使用者が2割程度の少数派となる。メディアリテラシー教育への取組が急がれる。
- 家庭で学習、読書、手伝いをする、さらには習い事をするなどの項目とテレビをみる、ゲームをする、スマートフォンをするなどの項目には、それぞれに多大の時間を費やす者とほとんどしない者の両極端の状況が顕在する。家庭での指導の在り方に大きな差違が感じられる。

【市町村教育委員会】

- 今後大半の市町村で実施される教育支援は、学力補充の学習支援を軸に体験活動を盛り込むというプログラムが主流になる、と考えられる。
- 教育支援の取組の課題は、学習支援を担う指導者の確保が最も高く、コーディネーターの重要性は認識されていない。

【学童保育主管課】

- 教育支援に対しては、実施主体としてではなく協力者としての意識が強く、内容も体験活動重視のプログラムを望んでいる。
- 取組の課題は、「指導者の確保」、「予算の確保」、「教育プログラムの作成」が主要で、学童保育の抱える諸課題を考慮すると、単独では教育支援に取り組むことが困難な状況にある。

【NPO等民間団体】

- 回答数が8団体で、そのうち実施団体が3団体と極めて少なく、統計上有意な結果は得られないと考えられる。したがって、特徴的な団体の取組を先導事例として紹介することが効果的であろう。
しかし、体験活動を主目的とする団体は多く、今後連携した取組を生み出すためには、研究集会等の開催などを通じた団体の掘り起こしと目標を共有化する取組が必要である。

② 家庭を巡る情勢

- 平成27年度「福岡県男女共同参画白書」によると、共働き世帯数は全国データで15年間に15.9%(148万世帯)増加、母子家庭等の世帯数は平成23年11月県データで15年間に43.9%(22,798世帯)増加している。
- 平成28年3月「福岡県子どもの貧困対策推進計画」によると、要保護、準要保護児童・生徒数は、平成25年度91,521人であり、公立小中学校の全児童・生徒数に占める割合は22.6%(平成21年度から5.8%増)となっている。全国平均(15.4%)に比して高く、したがって本県の子供の貧困率は高いといえる。

③ 放課後等の教育支援の状況

<教育委員会事業>

- 放課後学習活動支援事業(学び道場) H27~H28
放課後等に地域の協力を得ながら、補充学習等の学習活動を行う「学び道場」を実施し、学力向上の基盤となる学習習慣の定着や学習意欲の喚起を図る。
12市町 63道場(H28実績)
- 地域学校協働活動事業 H29~
学校と地域が連携・協働した地域学校協働本部を設置し、地域人材の協力を得て学校支援、学習支援・体験活動を実施することで、学力の向上に資する。
また、学校だけが役割と責任を負うだけではなく、これまで以上に学校、家庭、地域が連携・協働することで、地域ぐるみで子供を育てる体制を整える。
※本事業の中で学校支援、放課後の学習支援、放課後の体験活動も展開している。

<知事部局事業>

- 放課後子供教室(体験活動のみ)
市町村が実施する放課後子供教室への助成。20市町村(政令市、中核市除く)
- 放課後児童健全育成事業
放課後児童クラブを実施する市町村への補助。56市町村(政令市、中核市除く)
- 放課後児童クラブ学習支援事業
放課後児童クラブへの学習支援ボランティアの配置、地域学校協働本部で展開する放課後の学習支援の会場への児童送迎ボランティア派遣。

<参考：放課後児童クラブの実施状況>

- 59市町村 788クラブ(H28 政令市、中核市含む)

(3) 課題の整理

- 放課後等の教育支援を実施している機関は、行政では教育委員会、青少年健全育成部局、福祉部局などがあり、その他NPOや地域団体、民間教育事業者などを合わせると多岐にわたる。子供たちを巡る情勢が急激に変化し複雑化する中、何よりもこれらの機関・機能を結集した「場」の提供が求められている。
- さらに、子供の発達段階や益々個別化、多様化する諸課題に対応した教育プログラムの開発が急がれる。その際は、大学や県立社会教育総合センター等の機関が中心になって調査研究を進めることが効果を高めると考えられる。
- 市町村教育委員会や放課後児童クラブ主管課に対する調査結果からも明らかなように、指導者や支援者の確保が喫緊の課題である。どのような指導者や支援者をどのように確保するかはもちろんであるが、その養成や研修の在り方についても探究する必要がある。また、教育支援方策のキーパーソンとなるコーディネーターの意義が十分に認識されておらず、このことについても明確なイメージを打ち出す必要がある。
- 家庭を巡る情勢が急激に変化する中、家庭教育の格差が拡がりつつある。放課後等の教育支援とあわせて、家庭教育・子育て支援の方策を講じる必要がある。
- 以上のことから、以下の4点に課題が整理される。
 - ① 教育支援機関(機能)の連携による多様な活動の場の提供
 - ② 教育プログラムの開発と充実
 - ③ 指導者や支援者の養成と確保
 - ④ 家庭教育に対する支援の強化

3 放課後等の教育支援の方向性

前項で整理された4つの課題に対応した放課後等の教育支援の在り方を以下に述べる。

(1) 教育支援機関(機能)の連携による多様な活動の場の提供

① 学校施設の活用

学校は子供が日常過ごす場所であるとともに、子供たちの移動を含め最も安心安全で効率的な施設である。前述した文部科学省が進める地域学校協働活動を推進する「地域学校協働本部」や文部科学省と厚生労働省連名で策定した「放課後子ども総合プラン」でも学校施設の徹底活用をうたっている。

学校は余裕教室や特別教室、体育館、運動場と多様な施設を保有しており、特に学校図書館はその活用が進めば、子供たちの居場所になるとともに、課題である読書活動の推進に大きく貢献するものと期待される。日常的な放課後の開放だけではなく、夏休み等長期休業中の開放や放課後児童クラブと連携した取組など大きな可能性を持っている。

ただし、活用には、管理職の理解とともに学校司書等職員や支援者の配置を十分に考慮し、取組を進める必要がある。

<学校の教室を活用した事例>

子どもマナビ塾（実施主体：飯塚市教育委員会）

飯塚市では平成16年度より、市内小学校で平日の放課後と週末に子どもたちの安心・安全な居場所を作って、読み聞かせや学習支援、昔遊び伝承など、毎日様々なプログラムに取り組み、子どもたちの豊かな体験と自立を促すことで、健やかな成長を支援することを目指し、「子どもマナビ塾」に取り組んでいる。

学校の教室を利用して、遊びの中で学び、学びの中で遊ぶことの楽しさを子どもたちに知ってもらうような取組を行っており、子どもたちの参加率も高い。

また、指導者確保をねらった「熟年者マナビ塾」も展開されており、「幼老共生」を目指した事業が展開されている。



子どもマナビ塾の一場面

<学校図書館を活用した事例>

古賀市学校図書室の地域開放事業（実施主体：古賀市内全小・中学校11校）

古賀市では、平成27年10月より市内の全小・中学校（11校）の図書室を地域住民に開放している。時間は学校によって異なるが、基本的には学校が開いている日（月～金）、児童・生徒の在校時間に開放している。地域住民は、各学校の貸出規定に従って利用し、学校司書が貸出等の手続きを行っている。

地域住民からは、家の近くで本を借りることができ、子どもの視点で本が読めると好評である。これまでの学校図書館としての「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能に、地域住民が集う場としての機能を加え、生涯学習に貢献するとともに地域力向上を図っている。



小学校図書館を地域住民が利用している様子

② 公民館、図書館等社会教育施設や地域資源との連携・活用

子供専用施設としての児童館や児童文化施設、福岡県が推し進めてきたアンビシャス広場の充実と活用の促進はもとより、地域の公民館やコミュニティセンター、図書館等（以下、公民館等）と連携し、活用を図ることが、身近な地域での放課後等の活動の場になる。また、地域の人たちによる見守りなど安心安全な居場所づくりにもつながる。

長い歴史を持つ地域文庫の取組の他、県教育委員会事業として実施される公共図書館と学校が連携した読書活動推進の取組、まちづくりの一環としての取組、また、近年では、空き家や空き店舗などを活用した居場所づくり、子ども食堂の運営など多様な居場所、活動の場が生まれている。

これらの多くは、地域有志による献身的、継続的な取組で、子供たちに活動の場を提供するばかりではなく、課題とされる活動の質（プログラム）の充実にもなっている。

る。ひいては、地域の人たちの連帯感をも形成している。

<公民館等を活用した事例>

宇島寺子屋（ぶぜん学び道場）（実施主体：豊前市教育委員会）

子どもの学習習慣の定着や学習意欲の喚起を図るために、放課後学習活動支援事業（ぶぜん学び道場）を実施している。

学校の施設を利用する学び道場が多い中、地域の拠点となる宇島公民館において、週一回、一時間、地域の元教員や地域の方を指導者に4人体制で開催している。

学習の初めには、「寺子屋訓」をみんなで復唱するなど、学習だけでなく、「決まりを守る」、「挨拶をする」、「姿勢を正す」など、規律についても大切にしている。

帰り際、指導者とハグをする子どももあり、子どもと地域の方々との人間関係、信頼関係の構築と併せ、寺子屋を通じた新たな地域コミュニティの形成がうかがえる。



学習風景

おおのじょう子ども食堂

（実施主体：特定非営利活動法人チャイルドケアセンター）

子どもの居場所づくりプロジェクトとして、大野城市内の10か所の公民館等において開催している。

夕食等を一人で食べている子どもたちが、こども食堂に来て、地域の方と一緒に食事を作って食べることで、家でも自分で食事を作ることができるようになるなど、「生きる力」をつけさせることを目的としている。

また、地域の子どものや地域の方々気軽に立ち寄り、食を通していろんな世代が集まる「居場所」になっている。そこでは、地域の方や学生ボランティアが学習支援を行ったりするなど、



地域の方の見守りの中

朝倉市立立石コミュニティセンター図書室

（実施主体：立石コミュニティ協議会）

平成6年に地域企業の出資で永野文庫としてスタートした。平成9年立石公民館移設に併せ、公民館図書室として再編し、現在に至る。この間、平成22・23・24年度には、県青少年課の「だっこDEブック」事業と連携し、親子読書にも取り組んできた。蔵書数は現在約4,700冊保有しており、8:30から22:00までの間、開放している。利用者は、幼児とその保護者、小学生や高校生から高齢者という幅広い層に利用されている。

また、豊富な蔵書により学習施設としても活用され、校区の看護学生や高校生、社会人が学習目的で夕方から夜間にかけて利用しており、隣町からも利用者が訪れる本格的な地域文庫である。



コミュニティ図書室の様子

<公共図書館を活用した事例>

本からの挑戦状（実施主体：大川市立図書館）

大川市立図書館では、中学生期における読書習慣の定着と校内読書環境の充実を担う中学生の育成をめざして、平成27年度から中学生読書活動サポーター養成事業「本からの挑戦状」に取り組んでいる。図書館が大川市の全中学校（4校）に呼びかけ、教育長から委嘱を受けた1・2年生からなる実行委員（特別図書委員）を編成し、基礎・専門研修を実施している。実行委員は研修で学んだ内容を生かして選書した30冊に関するクイズを150問作成し、全校生徒への挑戦を促しながら、読書の楽しさや意欲付けを図る取組を行い、校内読書活動の活性化に取り組んでいる。



サポーター養成講座の様子

<児童館を活用した事例>

篠栗町（やまばと・たけのこ・すぎのこ）児童館

（実施主体：篠栗町子ども育成課）

児童館は、乳幼児からお年寄りまで、気軽に遊びに来ることができる「つどいの場」である。篠栗町では各小学校区に1館ずつ、計3館の児童館がある。校区に関係なく、どの児童館も利用することができ、学童保育室（放課後児童クラブ）、プレイルーム（遊戯室）、調理室、図書室、多目的トイレ等の施設を備えている。

毎年5月にフェスタを開催し、ステージ上で子どもたち自身が児童館についてアピールすることで、子どもたちの自信や社会性を養うことにつながっている。また、休館日の日曜日にはボランティアやまちづくり実行委員の方々とともにまちづくりイベントも開催され、子どもの居場所づくりや地域づくりに寄与している。



フェスタでの様子

<まちづくり組織と連携した事例>

ナイトウォーキング（実施主体：久留米市西国分校区まちづくり委員会）

まちづくり委員会青少年部の取組として、西国分子供育成連合会やPTA、学校や地域と連携しながら実施している。夜の19:30に善導寺方面から出発し、筑後川のサイクルロードを4時間半かけて地元に向けて歩き24:00頃にゴールする。子ども達には助け合う心や困難なことでも最後までやり通す力を育んでいる。地域のボランティアスタッフは、地域の子どもの安全見守りに関わりながら、地域と子どもたちの連帯感を創出している。

毎年8月に実施しているこの取組も平成28年度で10回目となり、青少年育成事業として定着してきている。

また、月2～3回、土曜塾として子どもの居場所を開設している。



ナイトウォーキングの様子

③ 教育行政と放課後児童クラブ（学童保育）が連携した一体的な取組の推進

放課後児童クラブ単独では、新たな教育プログラムを実施することは困難であると考えられる。

したがって、地域社会や学校など教育機能を持つ教育行政が、放課後児童クラブと連携し、支援をして取り組むことが有効である。その際は、放課後児童クラブの多くが学校の敷地内や学校に隣接して設置されていることを勘案し、学校施設の活用から地域社会や学校の人的資源等の導入まで、地域の実態の応じた柔軟な取組を進める必要がある。

現在、文部科学省と厚生労働省は、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型での運営を推進している。福岡県においても、地域学校協働活動事業の中で、放課後の学習支援の場に放課後児童クラブの児童が参加できるようになっており、広がりを見込みたい。

<学校・家庭・地域と放課後児童クラブ（学童保育）が連携した事例>

放課後総合学習ランドセルクラブ

（実施主体：大野城市立大野北・大野東・月の浦小学校）

学校を核に地域の大人が子どもの学習・教育に関わり、「共に過ごし、共に学び、共に育つ」という共育を理念とした「学びの共同体」（スクール・コミュニティ）を作ることを行なっている。低学年、中学年、高学年及び特別支援クラスを開設しており、「基礎基本学習」（宿題・ドリルなどの自主学習）と「体験学習」（ダンス、ニュースポーツ、英会話など）の活動を行っている。子どもたちにとっては、勉強をお互いに教え合うことや、みんなで一緒に体を動かして様々な経験ができることが、社会性を身につけることにつながっている。

また、宿題をする時間があることで家庭での時間が生まれ、保護者から「家でのお話やお手伝いの時間も増えました。」との声も聞かれる。



ランドセルクラブの様子

<学校と放課後児童クラブ（学童保育）が連携した事例>

小学校と児童クラブの連携（実施主体：飯塚市教育委員会）

飯塚市教育委員会では市立菰田小学校と菰田児童クラブが連携し、子どもたちの「生きる力」の基礎をつくるための体験活動プログラムや学習時間を児童クラブの時間に取り入れ、子どもたちの放課後の過ごし方を充実させている。

小学校と児童クラブの連携内容は、1～3年担任と児童クラブ支援員の情報交換をはじめ、夏季休業期間中の補充学習指導、運動の実技指導、学習プリントや運動用具、発表会の場の提供を小学校が行っている。

子どもたちの放課後の過ごし方が「生きる力」を育むものとなり、保護者や地域からの応援も増えている。



菰田児童クラブの発表会

(2) 教育プログラムの開発と充実

- 「福岡県における放課後等の子どもの過ごし方及び教育支援調査」からも明らかのように、子供たちの放課後等の活動には、発達段階に対応した活動プログラムが整備されなければならない。

大別すると、小学校低学年は、基本的な生活習慣の定着と「外遊び」など直接的な体験活動機会の整備が、小学校高学年は、学習習慣の定着と主体性を育む体験活動機会の整備が、中学生は、何よりも格差が拡大している学習習慣の定着が求められていると同時に、放課後の最も大きなウェイトを占める部活動の在り方を議論の俎上にあげる必要がある。

この部活動については、文部科学省、福岡県においても、その有効性は認めながらも生徒の健康面への配慮等から休養日（ノ一部活デー）の設定を呼びかけており、今後、部活動生徒の休養日の動向に注視する必要がある。

また、全体に共通するものとして、読書活動の推進とメディアリテラシーを身に付けるプログラム開発の必要性は、すでに言及してきた。

さらに、不登校や引きこもりなど、個別化多様化した子供たちの課題への対応は、ますます緊急になってきている。

- 放課後等の教育支援には、社会教育行政が従来から取り組んできた自然体験などの各種体験活動プログラムと学校教育と連動した学習支援プログラムの一体的な実施が必要となる。

さらに、安全・安心な生活基盤の確保や個別化多様化した課題に対する相談機能など、いわば、社会教育と学校教育、児童福祉、青少年健全育成など、およそ子供に関わる全てを結集した教育プログラムの整備が求められている。

- このように、多くの機関や団体と連携した教育プログラムを開発するためには、大学や県立社会教育総合センター等での調査研究を欠かすことができない。同時に、指導者や支援者の養成プログラムの実施や教育支援機関・団体を集めての研究交流会等の開催に取り組むことがさらに効果を高めると考えられる。

<教育プログラムを取り入れた事例>

通学合宿事業（実施主体：福岡県教育委員会）

福岡県教育委員会における通学合宿は、昭和 58 年福岡県庄内町で実施した「通学キャンプ」をベースとし、子どもたちに、学校外の下校から登校までの生活の場を提供し、日常的な生活技術を習得させることをねらいとして実施している。第 1 期を平成 21 年から 6 泊 7 日の日程でスタートし、第 2 期では 4 泊 5 日の日程で、そして現在は第 3 期の取組として 3 泊 4 日の日程で実施中である。

通学合宿では異年齢の子どもたちが共同生活をする中、炊事・洗濯等の生活体験を通じて自主性・協調性を高め、生活技術を身に付けていく。また、関わる大人にとっても地域とのつながりを深める重要な場となっている。



夕食準備の様子

篠栗フレッシュキャンプ

(実施主体：県立青少年教育施設及び国立青少年教育施設)

県内公立小中学校において増加傾向にある不登校児童生徒の復帰支援として、県立社会教育総合センター・県立英彦山青年の家・県立少年自然の家「玄海の家」と国立夜須高原青少年自然の家が連携して宿泊体験活動プログラム「フレッシュキャンプ」を行っている。登山やカヌー体験、それぞれの施設の立地条件や特色を生かした活動プログラムを開発し、不登校の解消・改善を目指した内容を実施している。年間4回の実施と他教育関係機関との連携により、参加した児童生徒の不登校改善傾向がみられる等不登校復帰支援につながっている。



人工スキー体験の様子

放課後学習活動支援事業の事例（実施主体：香春町教育委員会）

香春町教育委員会では、確かな学力の定着をめざし、子どもの学習習慣の定着や学習意欲の喚起を図る事業として、町内の全4小学校で「まなびの寺子屋」を実施している。

本事業は、平成26年度から県の補助を受け、週1回放課後4～6年生が学校の空き教室や図書室で宿題や補充学習をしている。

本事業では、学習支援リーダーが教育委員会と学校との調整を図りながら、学習教材や学習環境等のコーディネートを行い、各寺子屋では、地域の住民をはじめ、教育委員や社会教育委員もボランティアとして学習支援を行っている。地域の子どもは地域で育てる、学校を核とした地域づくりが行われている。



「まなびの寺子屋」学習の様子

(3) 指導者や支援者の養成と確保

- 教育支援の内容は、日常的な体験活動から困難体験、学習支援など多岐にわたり、プログラムに応じて指導者や支援者に求められるスキルも異なる。どのような指導者や支援者が求められているのか、的確に判断する必要がある。高度な体験活動や相談活動、学習支援には、先に述べた専門的な知識・技能を持つ大学や民間教育機関の協力はもとより、図書司書や学芸員、読書ボランティアで専門講座を受講した絵本コンシェルジュ、スポーツインストラクターなど、専門の資格を有した方、各種専門の資格を有しながらも他の職等に就き、資格が有効に活かされていない方、退職された企業人や高齢者などが考えられる。
- また、地域に根ざした活動を展開している婦人会やPTA、子ども会等の社会教育関係団体など、幅広い地域住民を発掘し、協力を得ることが必要である。とりわけ中学校の部活動は、経験豊かな指導者の確保が喫緊の課題であり、外部指導者の活用や総合型地域スポーツクラブとのより緊密な連携を教育行政は早急に推し進める必要が

ある。

- 現在、文部科学省は、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進し、そのための体制として「地域学校協働本部」の整備を呼びかけている。

福岡県においても、平成29年度から新たに「地域学校協働活動事業」を構築し、地域学校協働本部の設置を推進している。その中で、丸付け等の授業補助や花壇整備等の環境整備、登下校の見守り等の安全指導などを行う学校支援、放課後の補充学習や音読や群読などを行う学習支援、放課後の遊びや自然体験など行う体験活動支援に総合的に取り組むことができるように支援している。

- この地域学校協働本部を推進するには、各支援活動の中核となる地域コーディネーターの養成・確保が重要視されている。

しかし、市町村で適任者を見つけることができない場合があり、コーディネーターを養成するにしても長い時間がかかる。

そこで、コーディネート力等を身に付けている教育事務所や市町村の社会教育主事、社会教育主事有資格者の教職員がコーディネーターの役割を担うことが有効だと考える。また社会教育主事がない市町村は、県社会教育行政が、継続的なコーディネーター養成・育成プログラムの開発を図るとともに、直接市町村に出向くなどしてコーディネートの仕組みづくりを支援することが望まれる。

<学生指導者を活用した事例>

学生プレイワーカー育成講座

(実施主体：福岡市こども未来局放課後こども育成課)

「プレイワーカー」とは、子どもの遊び心を引き出す専門家であり、子ども自身が主体的に遊び始める姿を目指している。子どもの主体性を尊重して、豊かな遊びを引き出すように主に大学生を対象に月1回程度の講座を開設したり、放課後の学校施設を活用した「放課後等の遊び場づくり事業」(通称わいわい広場)へ受講者を派遣して、現場の活性化を図ったりしている。その中で、子どもと一緒に遊び、子どもの自発的な遊びを引き出す役割を担うプレイワーカーを育成している。遊ぶ中で子どもたちと心を通わせるなど、有意義な時間を過ごす一方、受講生相互の交流も深まり、つながりや自主的な活動の機会を広げている。



自然に生まれる異年齢のつながり

<社会教育主事を活用した事例>

ふくおか社会教育応援隊（実施主体：福岡県教育委員会）

教育事務所や県立青少年教育施設の社会教育主事、指導主事等が、市町村教育委員会や小中学校PTA、子ども会等の要請に応じ、子育てや家庭教育支援、体験活動や読書活動の推

進など、参加者の課題解決のための講義・演習などを行う。

まちづくりに関する人材育成や地域コーディネーター養成に関する研修を応援し、市町村の地域人材育成に貢献している。また、応援隊として社会教育主事等を派遣することで市町村支援の充実を図るとともに、県社会教育主事等の資質・能力向上につながっている。



朝倉市職員研修での講義

学校での社会教育主事有資格者による先進事例

（実施主体：南筑後地区社会教育ネットワーク協議会）

平成2年「和泉会」（南筑後教育事務所社会教育課職員及びOB・OG職員）を前身とし、平成23年「社会教育主事等ネットワーク協議会」を設立、現在に至る。毎年1月に教育事務所管内の社会教育主事有資格者及び社会教育に関心のある学校教育関係者が一堂に会して研修会を開催し、各市町における学社連携の推進状況等の情報を共有し、ネットワーク化を図っている。

また、学校・家庭・地域の連携・協働についての実践発表や講演などを通して、これからの学校での社会教育主事有資格者の役割や効果的な学社連携の在り方等について交流を行っている。



研修会の様子

<遊びの指導者を活用した事例>

福岡県プレイリーダー研修

（実施主体：福岡県教育委員会 福岡県子ども会育成連合会）

プレイリーダーの育成は、地域に根ざした子ども会や子どもサークル活動の活性化及び体験活動の推進を図り、青少年の健全育成に資するために実施している。具体的には、講義においてプレイリーダーの使命と役割を知り、PA（プロジェクトアドベンチャー）の手法を活かしたレクリエーションや子どもの体験活動を通して良好な人間関係作りの力等を身に付けている。

また、体験活動として、火おこし体験、エコクッキング、防災クッキング等を実施し指導技術を高めている。参加者からは、ただ何かをするのではなく、何のために行うのかという、体験活動の根本的な定義を知ることができ、体験することで子ども目線に立った企画・立案をすることができるという前向きな意見が多い。



PAの演習を行っている参加者

(4) 家庭教育に対する支援の強化

- 女性の働き方の変化に伴い、共働き世帯が増加している状況から、放課後等の教育支援をより効果があるものに見直していく必要がある。
- 子育て等に困難な課題を抱える家庭への関わりは、学校だけでは十分な対応は難しい状況にある。地域においても、相談や情報提供等が気軽にできるように、家庭教育支援員等と協力して、関わる仕組みや交流の場づくりが必要である。
- このため、社会教育行政に偏ることなく、社会教育行政が知事部局と連携し施策をすすめるなど社会全体での対応が必要である。

福岡県では、教育委員会と福祉部局が連携し、社会教育主事や子育てマイスター、保健師、保育士等で構成する家庭教育支援チームの設置を推進している。今後、乳幼児健診やPTA研修会等、多くの保護者が集まる場で、家庭教育、子育て支援の学習機会が拡充されることが期待される。

- また、「早寝早起き朝ごはん」運動や“新”家庭教育宣言など、県PTA連合会と連携した家庭教育支援は成果をあげており、今後も事業連携等が重要である。その他の社会教育関係団体とも事業連携等を通して家庭教育支援の充実を図り、地域全体で子供を育む体制を整備することが重要である。

<地域人材を活用した事例>

大木町家庭教育支援員の取組（実施主体・大木町教育委員会）

町立3小学校に各2名ずつ地域在住の家庭教育支援員を配置している。支援員は、週4日間、約10～15時間の勤務（児童の実態や学校の要請で臨機に対応）で、授業中・休み時間にかかわらず、使命感をもって登校サポートや学習サポート、相談活動に携わっている。

また、「なごみ通信」を発行して、子育てのノウハウを伝える広報活動を行っている。オープンスクールの際は、「オープンカフェ（飲み物等の提供）」を運営することで、和やかな雰囲気の中での子育て談義を通して保護者の悩みに応じた相談活動を行っている。隔月に開催するチーム会議には、大木町子ども未来課指導員も参加して地域・行政・学校との情報共有に尽力している。



チーム会議の様子

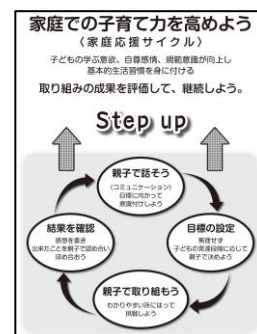
< P T A が主体となった事例 >

家庭教育支援事業 “新” 家庭教育宣言

(実施主体：福岡県 P T A 連合会・福岡県教育委員会)

現代の子どもたちの課題と言われる「学ぶ意欲の低下」、「自尊心の低下」、「規範意識の低下」などの課題は基本的な生活習慣の乱れがその一因とされている。その基本的な生活習慣の基盤となる家庭でのコミュニケーションに注目し、平成 17 年度から「今、子どもたちのために家庭から出来ることを」というスローガンのもと、家庭において親子で相談しながら努力目標を宣言し、その実現に向けて家族ぐるみで取り組んでいる。

この取組の深化と充実を図り、継続することで家庭の子育て力の向上を目指し、親子の関わりを再発見でき、家庭内での新たな気づきを生み出すきっかけづくりとなっている。



家庭応援サイクル

4 社会教育行政への期待

(1) 学校・家庭・地域連携の枠組みを基盤とした取組の推進

- 放課後等の教育支援の方策を講じるためには、学校や家庭や地域社会が抱える課題を把握するとともに、三者の機能をつなぐ役割が求められる。
具体的には、福岡県が整備を進める地域学校協働本部における学校施設の開放や活用にとどまらず、教職員とともに、多様な地域人材からなる学校支援ボランティアなどの人的資源の確保・活用についても踏み込まなければならない。
- また、行政の関係部局や大学、企業、民間教育団体、NPOの他、公民館や子ども会、P T A、婦人会などの社会教育関係団体等、広汎な地域社会の教育資源を開拓し、協力を得なければならない。なお、すべての取組は家庭に対する働きかけが前提となる。
- このように、学校・家庭・地域社会全体を俯瞰したネットワークの構築や教育行政と福祉行政の合流プログラムの創造など高度なコーディネートは、まさに社会教育行政が担うべきものであり、とりわけ専門的なスキルを身に付けた教育事務所や社会教育施設の社会教育主事が適任者として大いに期待される。
- 教育事務所や社会教育施設の社会教育主事は、市町村の現状と課題を的確に把握するとともに、関係部局や企業、民間教育関係団体などが持つ教育機能、ノウハウを把握し、連携・協働させるため、今一度、情報収集力、調整力、企画力など、幅広い資質能力の研鑽・向上に努めることが必要である。
- また、これら連携・協働を推進するためには、今後も県立社会教育総合センターが中核となって、情報収集や調査研究を担っていく必要がある。

(2) 指導者や支援者の養成・登録・研修などの仕組みの構築

- 市町村では、公民館や図書館、スポーツ団体など社会教育行政が把握する指導者や支援者、学校が把握する指導者や支援者、その他の行政部局が把握する指導者や支援者などが混在し、そのスキルにも大きな差違がみられる。

また、大学や企業、NPO、民間教育事業者などの高度な専門性を持つ人材が教育支援活動にあたる場面も多い。

しかし現在は、これらの多様な人材が個々に活動している傾向が強いため、市町村全体を統括し、指導者や支援者の養成・登録・研修などを担う機関の創設が必要である。将来的には、前述した「地域学校協働本部」がその任にあたりと考えられるが、具体的な仕組みづくりや運営支援、指導者情報の提供等に教育事務所社会教育室や県立社会教育総合センター、県立図書館等社会教育施設の積極的な関わりが求められる。

- コーディネーターをより専門的な職として定着させるためにも、大学等の教員養成課程への組込や九州大学が実施する社会教育主事講習での履修などを積極的に働きかける必要がある。

同時に、県や市町村教育委員会、学校などでの社会教育主事有資格者をコーディネーターとして任用する制度づくりに努めることが望まれる。その下地として、複数の教育事務所で実施されている県市町村行政及び学校に勤務する社会教育主事有資格者の教職員の交流会等の開催は、大変効果的であると考えられる。また、教育支援の取組を実施あるいは予定している機関や団体に呼びかけて、コーディネーター研修等を実施することも肝要であろう。

(3) 財政等の条件整備

- 市町村教育委員会、放課後児童クラブ主管課、NPO等民間団体の調査で共通する課題である予算の確保については、関係部局間の補助金等を統合したワンストップの財政支援などに積極的に努める必要がある。
- このとき、教育事務所社会教育室は、経理などの事務手続等に対しても積極的に市町村教育委員会等へ指導・助言する必要がある。
- 学校施設の開放や活用、放課後児童クラブとの連携などでは、自治体の条例や規則、制度の改正、運用の工夫等が生じる場合も多い。県・市町村の教育行政が主導した取組が望まれる。